

意見書案第 14 号

ふるさと納税制度の改善を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 6 月 14 日

川崎市議会議長 青木 功雄 様

提出者 川崎市議会議員 吉沢 章子

〃 三宅 隆介

〃 飯田 満

〃 月本 琢也

〃 三浦 恵美

## ふるさと納税制度の改善を求める意見書

ふるさと納税制度とは、本来ふるさとへの貢献や応援したいという納税者の思いを実現するため、他自治体への寄附を通じて市民が税の用途を選択できる制度であるが、平成20年度の制度開始から17年目を迎え、現在は、各種ふるさと納税ポータルサイトの普及による利便性の向上と返礼品や節税を目的とした利用者ニーズの高まりに応じ、自治体間の返礼品競争は過熱化し、本来の制度趣旨とは全く異なる状況となっている。

返礼品を目的とした寄附の増加により都市部における自治体の財政に与える影響は大きくなっており、普通交付税の交付団体に対しては住民税の減少分に対して75%が実質的に補填される一方、不交付団体である本市や東京23区などの一部の自治体にはその実質的な補填がないことから、行政サービスの低下につながりかねない状況になっている。

本市におけるふるさと納税による減収額は、令和5年度は121億円、平成27年度からの累計では9年間で520億円に上り、同時期の本市への寄附受入額の累計36億円を差し引いても484億円もの減収となるなど、減収額は年々拡大しており、これ以上の流出はもはや看過できない。

さらに、ふるさと納税の寄附受入額については、返礼品の調達費用のほか、ふるさと納税ポータルサイトの手数料や寄附者対応等の管理業務に係る外部委託会社への委託料等の経費が生じており、全国規模では約1兆円のふるさと納税金額のうち、寄附先の自治体が活用できる金額は、寄附受入額の半額程度の約5,000億円にとどまっている。

よって、国におかれては、本来の目的からかい離したふるさと納税制度を改善し、全ての自治体が一定水準の行政サービスを提供し続けるため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 ふるさと納税制度による減収分には、地方交付税措置による対応ではなく、全額国庫負担による財政措置を講ずること。
- 2 ふるさと納税ポータルサイトの手数料負担を始めとした関係経費を縮減し、行政サービスの維持・向上に掛かる費用等に充当できるよう適切な制度の見直しを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣